

農山漁村振興交付金実施要綱

制定

27 農 振 第 2325 号

平成 28 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2656 号

第 1 目的及び趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されている。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっている。

また、平成 29 年 3 月 28 日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」においては、農山漁村滞在型旅行（農泊）の推進により農山漁村の所得の向上を進めていくこととされている。

このため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付する。

第 2 農山漁村振興交付金の対象

1 交付対象事業

（１）振興交付金は、（２）に掲げる交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

（２）交付対象事業は、次に掲げるものとし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

ア 地域活性化対策

イ 中山間地農業推進対策

ウ 山村活性化対策

エ 農泊推進対策

オ 農福連携対策

カ 農山漁村活性化整備対策

キ 都市農業機能発揮対策

2 事業実施主体及び実施要件

(1) 事業実施主体

1 の (2) に掲げる交付対象事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等であって、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

(2) 実施要件

1 の (2) に掲げる交付対象事業を実施するに当たっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

3 事業実施期間

振興交付金を交付する期間は、第 3 の農山漁村振興推進計画ごとに、振興交付金を受けて、1 の (2) に掲げる交付対象事業に着手する日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年以内とし、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第 3 農山漁村振興推進計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項の規定により山村振興計画（以下「山村振興計画」という。）を策定する市町村又は農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項の規定により活性化計画（以下「活性化計画」という。）を策定する都道府県若しくは市町村（以下「事業実施主体等」という。）は、次に掲げる内容を記載した農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、国に提出するものとする。なお、振興推進計画の様式等については、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

- 1 地域、事業実施主体等の概要
- 2 地区の現状・課題
- 3 地区の将来像
- 4 取組
- 5 目標（定量的指標数値）
- 6 その他事業実施に必要な事項

ただし、農村振興局長が別に定めるところにより、第 2 の 1 の (2) のウの事業を実施するに当たっては山村振興計画を、エ及びカの事業を実施するに当たっては活性化計画を振興推進計画とみなす。

第 4 事業実施計画

振興交付金を充てて交付対象事業を実施するに当たっては、事業実施主体等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、国に提出するものとする。

第 5 助成

国は、第 3 の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体等に対し、予算の範囲内で振興

交付金を交付するものとする。

第6 事業実施結果の評価

第2の1の(2)に掲げる交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに農村振興局長が別に定めるところにより実施するものとする。

第7 収益納付

国は、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、農村振興局長が別に定めるところにより、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。ただし、相当程度の雇用創出等の効果によって農山漁村の活性化への貢献が認められると農林水産大臣が認めた場合は、この限りではない。

第8 推進指導等

- 1 国は、振興交付金の実施について、推進体制の整備、助言及び指導の実施等に努めるものとする。
- 2 国は、振興交付金の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

第9 関連事業等との連携

- 1 国は、振興交付金の事業を円滑に推進するため、関係省庁相互間及び地方自治体等との連携に努めるものとする。
- 2 国は、都道府県との連携強化を図るため、事業実施主体が所在する都道府県に対し、振興推進計画等に係る情報を提供するものとする。

第10 委任

振興交付金の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、都市農業機能発揮対策事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1996 号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金実施要綱及び前項の規定による廃止前の都市農業機能発揮対策事業実施要綱により平成 29 年度までに着手した事業並びにこの通知による改正前の農山漁村振興交付金実施要綱の第 2 の 1 の（2）の⑤に掲げる事業のうち平成 30 年度に着手するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例による。